

# 転出入の取扱いについて

転校が決まったら、まずは学校（45-2057）までご連絡ください。

## ①現在の学校へ連絡

- ・在学証明書（スポーツ振興センター加入証明書を含む）
- ・教科用図書給与証明書

この2点を最終登校日に発給します



## ②異動先の市区町村役場へ

- ・市民課で住民票の転居（異動）手続きを行う
- ・転入先の学校の決定  
→教育委員会教育総務課から**転入学通知書**が発給される



## ③新しい学校へ

- ・在学証明書
- ・教科用図書給与証明書

この2点を転入先の学校へ提出してください

### ・在学証明書

学籍をはじめとする、学校間の引き継ぎのための書類

### ・教科用図書給与証明書

使っていた教科書が新しい学校で使用するものと同じかどうかを確認するための書類  
教科書は新しい学校でも使用する可能性がありますので、処分しないでください。

### ・転入学通知書

教育委員会から新しい学校へ入学決定を知らせるための通知

# 教科書について

## ○使用教科書・配付時期

義務教育である小中学校で使用する教科書は、無償で提供されることとなっています。本校で使用する教科書は下の表のとおりです。また、視覚に障害がある生徒のために、検定済みの教科書の文字や図を拡大等して複製した「拡大教科書」が用意されています。使用を希望される場合は学校までご相談ください。

教科	1年	2年	3年		1年	2年	3年
国語	■	■	■	音楽	■	■	→
書写	■	→	→	音楽		■	→
地理	■	→	→	器楽	■	→	→
歴史	■	→	→	美術	■	■	→
地図	■	→	→	保体	■	→	→
公民			■	技術	■	→	→
数学	■	■	■	家庭	■	→	→
理科	■	■	■	英語	■	■	■
				道徳	■	■	■

### 【配付時期】

4月入学式・始業式および9月始業式

### 【注意！】

国語、社会（公民）、数学、理科、英語、道徳、以外は3年間使用するため、教科担当の指示があるまでは大切に保管してください。

## ○教科書を紛失してしまったら

教科書の無償給与は原則1回限りと決められています。もしも教科書を紛失してしまったり、破損して使用できなくなってしまったりした場合は保護者の負担で購入していただくことになります。ただし自然災害などによって教科書を使えない状況になってしまった場合には、例外的に無償で提供することができます。また、転校などで前の学校と違う教科書を使用することになった場合には、その違う教科書に限って無償で提供されます。

## 給食費・教材費等集金について

学校の教育活動を支え充実したものにしていくために、PTA活動や生徒個人に還元されるものについては、保護者の方に負担していただいています。ご理解とご協力をお願いいたします。

主な種類	主な内訳	預かり金額	集金方法
給食費	令和8年度は無償となります。 (令和9年度以降は未定です。)		
教材費	学カテスト、資料集やワークブックなどの副教材、ノートやファイル、技能教科における実習の教材費等	年度や学年によって金額が異なります。月の中旬に配付する「集金のお知らせ」にてお知らせします	毎月25日に口座振替にて集金
PTA会費	PTA活動のための諸費用	年3,600円(1世帯あたりの金額) *PTA総会の承認により決定します	各年度の4月
生徒会費	生徒会活動のための諸費用	年1,200円	各年度の4月
積立金	卒業アルバム等 (修学旅行費用は旅行会社で集金されます)	月3,500円	3年 5～11月

- 給食費・教材費の引き落としを行う口座を次の3つの金融機関のいずれかで準備してください。  
「豊橋商工信用組合」、「豊橋信用金庫」、「JA愛知みなみ」
- 個人口座から学校の預かり金口座へ振替をさせていただいております。入学時(転入時)にいずれかの金融機関の預金口座を用意していただき「預金口座振替依頼書」のご提出をお願いしています。  
※令和8年度の手数料は、豊橋商工信用組合55円、豊橋信用金庫78円、JA愛知みなみ58円です。

## 制服等の購入方法について

物品名	販売店/取扱業者
制服	
上履き(学年色)	高松:山作 45-2173
体育館シューズ(黄色)	東瀬古:中村呉服店 45-2043
体育用トレーニングウェア(上下ジャージ・半袖ハーフパンツ) ※ 刺しゅうで記名のこと	若見:小林洋品店 45-2107
給食白衣セット	神戸:タマコシ 22-0562
運動靴・リュック	石神:三浦屋 37-0113
ウインドブレーカー	田原:学生服のオグリ 22-0476
ヘルメット	学校で注文できます

- ※ 学校指定・推奨のものは、上記の販売店でご購入いただけます。他店での購入も可能で
- ※ 水着・水泳帽は授業でご案内します。帽子の色に指定はありません。
- ※ ウインドブレーカーは部活動のウインドブレーカーでも構いません。

# 就学援助制度について

田原市では、小中学校へ通学させる上で経済的に困りの家庭に対して学用品費や給食費等を援助する事業を行っております。申請を希望される場合や相談がある場合は**学校**（Tel.0531-45-2057）又は**田原市教育委員会教育総務課**（Tel.0531-23-3530）までお問い合わせください。

## 援助を受けられる基準

田原市在住で下記に該当するご家庭

- ① 生活保護を受けている。
- ② 生活保護が停止または廃止になった。
- ③ 市民税が非課税または減免された。
- ④ 個人事業税または固定資産税が減免された。
- ⑤ 国民年金の掛金が減免された、または国民健康保険税の減免もしくは徴収猶予された。
- ⑥ 児童扶養手当が支給された。
- ⑦ 生活福祉資金の貸付を受けた。
- ⑧ 保護者が失業対策事業適格者手帳を持っている、または職業安定所登録日雇労働者である。
- ⑨ その他、経済的に困窮している。

## 援助の対象

学用品費等、修学旅行費、新入学学用品費、学校給食費、校外活動費、卒業アルバム代等

- ※ 修学旅行費及び学校給食費は実績等に応じて支給されます。
- ※ 生活保護の教育扶助受給者は修学旅行費のみが該当となります。

# 体育施設の一般利用について

## 体育施設の利用について

赤羽根中学校の体育館や運動場は、住民のスポーツ団体の活動のために開放を行っています。利用するためには、事前に団体登録を行い、利用申込書を提出する必要があります。2か月前から申込可能で、利用できる時間帯は、学校運営に支障をきたさない時間の範囲（終了時刻は22：00）となっています。詳しくは**田原市教育委員会スポーツ課**（Tel.0531-23-3531）にお問い合わせください。

## もし、不安なことがあったなら…

---

学校生活を送る上で、不安なこと、心配なことがある時には、ぜひ担任や学年主任に相談してください。また、学校には教員以外の専門家のサポートもあります。心理面でのサポートをしてくださるスクールカウンセラー

や、福祉のサポートをしてくださるスクールソーシャルワーカーに相談してみたいと思ったなら、学校まで連絡をください。どんな制度が詳しく聞いてみたいという方もぜひ学校まで。

一人で悩まず、一緒に考えていきましょう。

### (1) スクールカウンセラー (SC)

「スクールカウンセラー」とは、中学校にカウンセラーが定期的に巡回し、生徒や保護者の方が相談をすることができる制度です。友達のこと、家族のこと、お子さんのことで、心配なことやお困りのことがある場合に、ぜひご活用ください。カウンセラーがお子さんの学校での様子を見た上で、お話をすることもできます。

月2、3回程度中学校に巡回する予定ですので、申し込み時に日時を相談させていただきます。

### (2) スクールソーシャルワーカー (SSW)

「スクールソーシャルワーカー」とは、学校と福祉、家庭と福祉を結ぶ専門家です。週に数回中学校を定期的に巡回し、生徒の様子を観察したり、家庭訪問を行ったりします。スクールカウンセラーは、相談者の「心」にアプローチしますが、スクールソーシャルワーカーは「環境」にアプローチをします。

学校生活に限らず、家庭生活、そのほか生活を送る中で、困っていることや心配なことについて問題解決・改善に向けて一緒に考えていきます。

### (3) ひだまり教室の利用について

学校に行きたいけれど、教室にはなかなか入れない…。

今まで学校を休んでいたけれど、ちょっと学校に行ってみたい…。

そんな生徒を対象に、赤羽根中学校ではフリースクール&教育支援を行う「ひだまり教室」があります。

自分で時間割を考え、活動する。「自己決定」ができる生徒をめざして、サポートしていく場です。

## (4) 学校以外の公共相談窓口

### 田原市教育サポートセンター

いじめに悩んだり、登校できない児童や生徒の相談に専門の相談員が応じます。相談員は、必要に応じ、家庭や学校にも出向きます。カウンセラーによるカウンセリングも予約制で行っています。

#### ○相談受付日時

平日：午前9時30分～午後4時

#### ○会場

ふるさと教育センター

#### ○内容

- ①教育相談ダイヤル 0531-36-6453 (田原市子ども若者総合相談窓口が受付)
- ②心理カウンセラーによるカウンセリング及び各種検査を行います。事前に電話予約が必要です。  
来室相談予約 0531-36-4732

### その他

いじめのこと、友達のこと、学校のこと、家庭のことなど、何でも相談してください。

電話相談窓口	曜日	時間	電話番号
いじめ・不登校等家庭教育相談窓口 (愛知県教育委員会生涯学習課)	月曜日～金曜日	午前9時～午後4時	052-961-0900
一般教育相談：面接相談(要予約) (愛知県総合教育センター)	祝日年末年始を除く 月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	0561-38-2217
教育相談「こころの電話」 (愛知県教育・スポーツ振興財団)	年末年始を除く 毎日	午前10時～午後10時	052-261-9671
子ども・家庭110番 (愛知県児童相談センター)	祝日年末年始を除く 月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	052-953-4152
ヤングテレホン (愛知県警察本部)	祝日年末年始を除く 月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	052-764-1611
子ども人権110番 (名古屋法務局)	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	0120-007-110
子どもSOSほっとライン24	毎日	24時間体制 (注) 午後10時～翌朝午前10時は、 いじめに関する相談のみ	0120-0-78310 または 052-261-9671
子ども若者総合相談窓口 (田原市生涯学習課)	月曜日～金曜日	午前9時30分～午後4時	0531-36-6453

※田原市ホームページから抜粋 <http://www.city.tahara.aichi.jp/kosodate/kyoikubunka/1002935/1001111.html>

# 赤羽根中学校Q & A

## <通常授業日>

Q 1 1年間、どんな行事がありますか？

A 1 学校ガイドブック1ページをご覧ください。

Q 2 学校にいる間に、暴風（雪）警報が発表されたり、大地震などの特別警報が発令されたりしたときの対応は？

A 2 授業を中止して一斉下校します。雨風が激しい場合は、学校待機、もしくは引き渡しの判断をメールで連絡します。

※詳しくは、学校ガイドブック8ページをご覧ください。

Q 3 インフルエンザなどに感染したら？

A 3 「出席停止」になります。※詳しくは、学校ガイドブック12ページをご覧ください。

例：インフルエンザ

→発症した後5日（発熱した日の翌日から5日）を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで。

病院でインフルエンザの診断を受けたら、速やかに学校へ連絡をお願いします。

Q 4 祖母が亡くなってしまったら？

A 4 3日間の「忌引」扱いとなります。

※詳しくは、学校ガイドブック13ページをご覧ください。

Q 5 教科書をなくしてしまったら？

A 5 保護者負担でご購入ください。

最寄りの教科書販売店（豊川堂等）、もしくは学校で購入できます。

※詳しくは、学校ガイドブック15ページをご覧ください。

Q 6 体操服や体育館シューズがほしいときは？

A 6 各校区の最寄の販売店で取り扱っています。

※詳しくは、学校ガイドブック16ページをご覧ください。

Q 7 学校以外の相談窓口は、どんなところがありますか？

A 7 田原市教育サポートセンターがあり、いじめに悩んだり、登校できない児童や生徒の相談に専門の相談員が応じます。

※詳しくは、学校ガイドブック19ページをご覧ください。

### <登下校>

Q 1 学校を欠席するときは？

**A 1 必ず7：30～8：00に学校（45-2057）に連絡をお願いします。**

Q 2 登校時に大雨・雷がひどいときはどうしたらいいの？

**A 2 安全が保証されるまで自宅待機、もしくは保護者が送り届けるなど、ご家庭で判断をお願いします。  
欠席する場合は、学校に連絡をお願いします。**

※詳しくは、学校ガイドブック8ページをご覧ください。

Q 3 下校時刻はいつも決まっていますか？

**A 3 曜日や行事等で下校時刻が異なります。**

前の月に配付される「下校時刻予定表」でご確認ください。

### <各種手続き>

Q 1 学校でけがをしたときは？

**A 1 医療機関を受診し、申請書類を学校へ提出してください。**

※詳しくは、学校ガイドブック14ページをご覧ください。

Q 2 転校するときの手続きは？

**A 2 転校が決まったら、まずは学校（45-2057）までご連絡ください。**

※詳しくは、学校ガイドブック15ページをご覧ください。

Q 3 就学援助制度は、どんな制度なの？

**A 3 小中学校へ通学させる上で経済的に困りの家庭に対して学用品費や給食費等を援助する制度です。**

※詳しくは、学校ガイドブック17ページをご覧ください。

Q 4 携帯電話をかえて、緊急連絡メールに再登録したいのですが？

**A 4 学校または担任までご連絡ください。学校で旧登録情報を削除します。その後、再登録をお願いします。**

※詳しくは、学校ガイドブック11ページをご覧ください。

Q 5 学割の手続きは？

**A 5 学割が必要なときは、「学割証発行願」を学校に提出してください。保護者による記載が必要です。**

※「学割証発行願」は、学校ブログの「学割証・卒業証明書」に様式があります。ご覧ください。

### <その他>

Q 1 部活動とクラブ活動の違いは何ですか？

**A 1 部活動は、学校の規則に基づいて行います。**

休日に部活動がある場合は、学校の規則を守って参加するようにしてください。

クラブ活動は、各クラブの指導者のもと、各団体の活動方針に基づいて行われます。

Q 2 学校から家に電話したい場合どうしたらいいですか？

**A 2 昨年度までは、学校に設置してある公衆電話を利用して電話をしていましたが、**

3月に撤去するため、今後は職員室の電話を利用します。

利用するには、10円が必要になるので、必要な場合には持たせるようにしてください。



## 田原市立赤羽根中学校

所在地 〒441-3502 愛知県田原市赤羽根町出口107番地  
電話 0531 - 45 - 2057  
FAX 0531 - 45 - 3838  
HP <https://www.city.tahara.aichi.jp/edu/akabanecyu/index.html>  
BLOG <https://www.tahara-c.ed.jp/akabanecyu-j/home>



←HP用  
二次元コード



←Blog用  
二次元コード